山梨新報「直言」原稿

平成十六年七月十六日

「低投票率は悪の源泉」

山梨大学　理事・副学長　伊藤　洋

民法167条には、「債権ハ10年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」と書いてある。すなわち、借金してもし貸主が10年間何も請求してこなかったら「時効」だとして、これを返済しなくて良い、というのである。「これは怪しからん！、貸した者より借りた者の権利を擁護している」と憤慨する人がいるかも知れない。しかし、法律は厳然とこのようになっている。

こういう考え方は、一定の期間を越えてなお行使されない権利を、塩漬けにさせずに消滅させるという意味から「消滅時効」制度と言い、先進国の法律では大同小異こうなっているのである。これは、債務者に有利なことを述べたのではなく、債権者といえども自分の権利の上にあぐらをかいて、それを維持する努力を怠っているのであれば、その権利は剥奪されてしかるべきだ、という考え方に基礎が置かれている。

世の中を見渡してみると、特権の上にあぐらをかき、我欲が強く不平ばかり言うが、自身では何も行動しない怠け者が大勢いる。消滅時効制度は、自らの「権利」を維持するための努力が必要だという、不断の努力、近代市民社会に生きる者にとっての基本の「キ」を定めているのである。

さて、参議院選挙が終わった。結果は、かくのごとき低調さ。投票率61・82%は史上下から2番目という。これでは「消滅時効」制度によって選挙権という権利を剥奪されても仕方がない。この事態について、参政権運動に身を投じた多くの先人達に、私達は何と言い訳すればいいのだろう。

いや、言い訳だけでは駄目だ。低投票率には大きな実害がある。それは無数にあるのだが、ここでは以下の2点に絞って説明しておこう。

第一に、低投票率の結果、民意の支持の薄い「当選者」が輩出することである。近年投票率は常に低いので、現にそういう政治家や首長が多数輩出している。

政治家の権力の源泉は何と言ってもその権力の

支持基盤であり、それが権力を振るう上の正当性であり、正統性なのである。これをレジティマシーというが、選挙の勝ち負けをいう得票率ではなく、当日有権者の何％の支持を獲得したかがレジティマシーの最大の源泉である。

今回の参議院選挙でいえば、当選した與石東氏は、得票率こそ５５．０９％だが、当日有権者の３分の一の支持しかなかったという意味で、勝負にはもの、勝利のうま酒を乾すには少々物足りなかったのではないだろうか。

このように当日有権者全体に対する絶対得票率は、前回第１９回参院選の当選者中島真人氏について２９．１％、第１８回参院選における與石東氏については２６．７％と低かった。このように、勝利者が、勝利の感動を味わえないような結果になるのは、選挙民としても決して幸福なことではない。レジティマシーが不足して政治家の活力が阻喪するからである。

投票率など低くても選挙の結果には変わりなく、選ばれるべき人が選ばれているのではないかと思っている人が意外と多い。これが必ずしもそうなってはいないのだ。そこで、もう一つの点についても説明しよう。

選挙の投票率が、有権者の中から無作為抽出して出てきた数値であるというのなら、原理的に問題は無い。しかし、そうではないのだ。

平時に政党支持率が調査され、各政党は一喜一憂している。が、選挙における党派別得票率はあれとは大いに相違するのが普通である。

政党支持率で５％しかない小規模政党があったとしよう。だが、この政党の支持層の結束の固さは高く、全員が投票に行くとすれば、投票率３０％なら、この政党に限って党派別得票率は３倍の１５％に跳ね上がる。

普段の政党支持率が３０％の人気政党でも、支持層の結束が国民平均的であるなら、得票率は１０％と逆転する勘定だ。

こういう「異変」は、投票率が低ければ低いほど大きくなる。選挙制度が、統計的無秩序性を前提として成り立っているのに対して、現実は大きく相違しているのである。よって、低投票率は小なりと言えども結束の高い政治的集団に決定権を委ねることとなり、健全性を失う。

昭和時代のファッシズムは、こういうメカニズムによってファナティックな政治集団によって陵辱された歴史だった。決して参政権に消滅時効を適用させてはならない。